

原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する  
取組の基本的考え方の評価について

平成19年11月20日  
原子力委員会決定

原子力委員会は、本日、政策評価部会から「原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価について」と題する報告書を受領した。同報告書は、同部会が、「原子力政策大綱」第2章2-5「原子力と国民・地域社会の共生」に示した基本的考え方に基づく取組の状況を関係行政機関等から聴取し、国民の意見等をも踏まえつつこれを評価したものである。同報告書では、「関係行政機関等においては、この基本的考え方に沿って原子力と国民・地域社会の共生に係る取組を進めてきている」とした上で、これらの取組の改良や改善に資する様々な提言を取りまとめており、当委員会は同報告書の内容は妥当と判断する。

そこで、関係行政機関等は、同報告書の結論を踏まえ、今後とも原子力と国民・地域社会の共生に関する取組を、原子力政策大綱に示した基本的考え方を尊重し、別紙に示した同報告書の提言にも留意しつつ推進するべきである。その際、特に、以下に示す課題については、喫緊に取り組むべきである。

原子力施設の状況についての情報発信を、通常時や緊急時を問わず、情報の受け取り側である国民の目線に立って行えるよう、改善を図ること。

地球温暖化対策としての原子力利用の重要性を踏まえ、原子力や放射線利用に関する基礎情報についての国民の理解度の格段の向上に資するため、学習の機会や場所の提供、相互理解活動の担い手の育成等の活動を一層充実すること。

国の原子力政策や施策、特に原子力安全行政に係るものの決定過程における国民との意見交換及び決定後の国民に対する内容説明を徹底すること。

国は、全国の広域自治体及び基礎自治体との間で、原子力政策に関する三者間の相互理解を促進するための意見交換の機会と内容を充実すること。

高レベル放射性廃棄物の処分施設等の立地は国民全体に利益をもたらすものであり、利益の衡平性を確保する観点から、立地地域が発展することを国民を代表する国が応援していくという考え方を共有することに努めつつ、国は、すべての地方自治体や国民との、原子力政策に関する相互理解を進める取組を行っていくこと。

中長期にわたって安定した豊かさのある地域の発展のためには広域性や多様性の確保が重要であることを認識し、原子力施設の立地地域の地方自治体は、周辺地域との共生による発展を追求し、国は、そうした地方自治体の熱意やアイデアを活かせる政策メニューの整備に努めること。

当委員会は、以上の認識に基づいて、毎年度決定する原子力研究、開発及び利用に関する経費の見積りについての審議等の機会に関係行政機関等の取組状況を聴取し、必要な対応を求めていくこととする。

以上

1. 透明性の確保、広聴・広報の充実

(1) 原子力施設の運転に関する基礎情報の共有

内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関等は、放射線の影響や通常時における放射性物質の放出等、原子力施設の運転等に関する基礎情報を、広く国民と共有できるよう、広聴・広報活動の一層の工夫に努めるべきである。

(2) 異常事態や緊急時の広報が的確に実施されるための通常時からの対策

内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関等は、異常事態や緊急時において必要な広報を的確に実施できるように、通常時から、異常事態等を想定した情報連絡の訓練や国内外への情報発信の在り方の検討等、諸対策を講じておくべきである。

(3) 原子力施設の異常事象に至らない大規模な自然災害の発生時等における国民の目線に立った情報発信

事業者及び研究開発機関は、大規模な自然災害の発生時等、国民やマスメディアから施設の運転状況、放射性物質の放出等に関して高い関心が寄せられる場合には、原子力施設の異常事象や原子力災害に至らない場合においても、国民の目線に立って情報を発信すべきである。また、原子力安全・保安院等はその情報に対する評価を遅滞なく、分かりやすい形で公表できる体制を構築すべきである。

(4) 学会等による原子力110番の設置

学会等は、異常事象に関する事業者等の発信情報や報道内容等に対して専門家の見解が求められる場合には、国や事業者から独立した中立的な立場から適宜に分かりやすい解説をすることができるような窓口として原子力110番を設置するなど、体制の整備について検討することを期待する。

(5) 事実誤認報道等への迅速な対応

内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者及び研究開発機関は、適切なタイミングで正確な情報を発信する体制を構築し、事実誤認や見解の相違を含む報道に対して、速やかに訂正を求める、見解をより明確に述べるなどの対応を行うべきである。また、報道内容について、適宜、第三者を交えた事後的な検証作業を行い、そこで得られた教訓を国、事業者等が反映するよう努めることが重要である。

2. 学習機会の整備・充実、国民参加

(1) 基礎情報共有のための学習の機会や場所の提供

文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関、学会等は、国民各

層が原子力や放射線利用に関する基礎情報を共有するための学習の機会や場所を提供する活動を一層充実すべきである。また、事業者等には、国民理解の貴重な手段である施設見学が最大限可能な範囲でできるよう、核セキュリティの強化を第一義としつつ、継続的な検討と試行が期待される。

(2) 相互理解の担い手人材育成事業の十分な活用

地方自治体、NPO等の非営利組織及び学会においては、国による人材育成事業を活用するなどして、国民との相互理解活動ができる人材を育成する活動を一層充実することを期待する。

(3) 国の政策決定過程における広聴の徹底

内閣府、文部科学省、経済産業省等は、国民との意見交換の機会の充実に努めるとともに、様々な国民参加の形を模索しつつ、政策決定過程において一層透明性を高くし、国民の関心を高め、意見を広く聴く努力を行うべきである。

### 3. 国と地方との関係

(1) 国が前面に立った原子力政策の推進

内閣府、文部科学省及び経済産業省は、責任を持って主体的に原子力政策の推進に取り組むことを大前提に、地方自治体との協力体制を築いていくべきである。

(2) 国、立地地域の広域自治体及び基礎自治体の三者の相互理解促進

国、立地地域の広域自治体及び基礎自治体の三者は、地域の実情に即したニーズや問題点等について情報を共有し、意見交換の機会と内容を充実して、原子力政策に関する相互理解を進め、政策の推進に必要な信頼関係を構築していくべきである。

(3) 国から立地地域以外の地方自治体や国民への積極的な働き掛け

内閣府、文部科学省及び経済産業省は、立地地域以外の広域自治体や基礎自治体の首長及び住民とも、原子力施設立地の国策上の位置付け、立地に伴う交付金制度の役割、高レベル放射性廃棄物処分場の必要性等、原子力政策に関して一層の相互理解を進める取組を行っていくべきである。

### 4. 立地地域との共生

(1) 立地地域からの情報発信の重視

内閣府、文部科学省及び経済産業省は、先行立地地域の現状や経験、蓄積された知見等について、立地地域の地方自治体や住民による全国に向けた情報発信を重視し、そのような場や機会を数多く用意するべきである。

( 2 ) 周辺地域との共生を図った中長期的な立地地域ビジョンの具体化

立地地域の地方自治体は、電源三法交付金制度も十分に活用しつつ、周辺地域との共生をも念頭に入れて、地域のニーズの吸い上げを強化し、実情に合致した中長期的な地域ビジョンを具体化することを期待する。その際、文部科学省及び経済産業省は、当該地域の地方自治体や住民の熱意やアイデアを尊重し、多彩で使いやすい政策メニューの整備に努めることを期待する。特に、高レベル放射性廃棄物の処分事業については、経済産業省及び事業者は、立地地域の発展の多様なモデルを専門家のみならず国民からも広く参加を求めて検討するなど、活発な議論を継続して国民の関心を高めていくべきである。

( 3 ) 地域の尊重とビジョン実現に向けた積極参加

事業者及び研究開発機関は、地方自治体が企画立案する地域の発展を目指すビジョンに対し、地域社会のパートナーとして、地域社会との率直なコミュニケーションを図りつつ、自ら有する資源やノウハウに応じて今後も引き続き貢献していくことを期待する。

( 4 ) 電源三法交付金活用に係る P D C A 活動強化及び国民との認識共有

電源三法交付金制度の活用に関しては、今後も地方自治体が立案、実施、評価及び改善活動を適切に行い、特に交付金を活用した事業の評価について広く公表されるべきであると考えます。文部科学省及び経済産業省は、それを更に評価して交付金制度について不断の見直しを図るとともに、国民と認識を共有するため、地方自治体による評価の内容を一層広く周知するべきである。